

Q 将来に備え、財政運営は慎重にして欲しい

A まだ目に見えない財政需要がたくさんある

中島 秀樹 議員

質問項目

- 1 公共交通による地域再生について
- 2 財政見直しについて
- 3 新庁舎建設について



いるので、数字は厳しめにしている。財政が厳しいことを知らせていこうと考えている。

Q 資料を黒字にせず、なぜ赤字基調にしているのか。

A 隠さず正直に数字を積み上げたからである。

Q これからの大型事業は、赤字基調と整合性がとれないのではないか。

A 財政にとって有利な合併特例債を使う上で、想定された不足額である。ここ10年は減債基金が13、14億円あるので、十分安心できる。

Q このままでは、基金はいつか無くなるではないか。

A 財政は、これから10年間は確実に持ちこたえる。

しかし、このままでは後に破綻するだろう。11年先の試算をしていないので明言

はできないが、議員や市長と職員は、財政の厳しさを認めることが第一である。対策を講じ、3億円の赤字幅を減らす意識を持つための財政見直しである。

Q 赤字基調を変えるためにはどうするのか。

A 特効薬はまずない。人口増加が一番の命題だろう。健全財政を語ることは簡単だが、現実には難しい。

Q 具体的に何をするのか。

A まず、公共施設の取壊しと建設により管理経費を抑え、次に市役所業務を見直し外部委託する。さらに朝倉・杷木の庁舎の一部を貸し出すなどがある。



身動きがとれなくなる

Q 単独公共下水道整備計画の進捗状況を問う。

A 福田地区（小田、小隈、平塚、中寒水）、屋永及び草水については、筑後川中流右岸流域関連公共下水道事業に編入して整備を進める方針を決定。整備完了目標年度を平成37年度として



小島 清人 議員

質問項目

- 1 朝倉市下水道基本構想計画について
- 2 朝倉市庁舎整備について
- 3 地域活性化について
- 4 スクールバスについて
- 5 子育て支援について

Q 朝倉市は食と農と農業、景観などの観光誘致の魅力ある資源を豊富に有している。

訪日外国人の自然体験、農漁村体験、日本食の料理体験の高まりを受け、農林水産省が進める地域の食と農と農業、景観などを一体的に「食と農の景勝地」として認定する制度を活用した原鶴温泉旅館施設への外国人観光客誘致の施策を問う。

A 農林水産省から制度の情報が入り次第、農林商工部として取り組んでいきたい。

Q 通学に支障を来している地域においては、スクールバスを利用できるように改善を図るべきである。

A スクールバスの路線の

見直しについては、利用している児童生徒の保護者や地域の方々との協議を行いながら、必要に応じて運行形態の見直しを行ってきたい。

Q 朝倉市の宝であり未来次代を担う子どもへの虐待の防止を図るべきではないか。

A 児童の虐待に関する相談などは、子ども未来課に家庭児童母子相談員3名を配置して対応している。相談件数は、毎年20件前後で推移し、小学生が半数を占めている。



朝倉市の宝 未来次代を担う子育て支援を

Q 公共下水道の整備による若者の定住化促進は

A 整備完了目標は平成37年度である

3月定例会で審議した議案等の結果です

◎…全会一致  
○…賛成多数  
※…討論あり

議案番号	議案の件名	議案の内容	
<b>総務文教常任委員会</b>			
第23号議案	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	行政不服審査法が公布されたこと等に伴い、規定の整備を行うもの。	◎可決
第24号議案	公益的法人等への朝倉市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、規定の整理を行うもの。	◎可決
第25号議案	朝倉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、規定の整備を行うもの。	◎可決
第26号議案	朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市議会議員及び市長等の期末手当について、県内各市の議会議員並びに国及び県内各市の特別職の支給割合に見合うよう、2.6月から3.15月に引き上げるもの。	※○可決
第27号議案	朝倉市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	消費生活専門相談員及び投票立会人の報酬の額の改定等を行うもの。	◎可決
第28号議案	朝倉市法令に基づく出頭者及び公聴会参加者実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により農業委員会等に関する法律の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行うもの。	◎可決
第29号議案	朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	国家公務員の給与改定方針に準じて、職員の給与の改定を行うもの。 <<主な改定点>> ○期末・勤勉手当 民間の支給割合に見合うよう、職員の支給割合を4.10月から4.20月に引き上げる。 ○給料月額 俸給表（国の給料表）水準を、民間賃金水準の低い地域の官民格差を踏まえて引き下げたことに準じて、給料表を改定する。	※○可決
第30号議案	朝倉市いじめ防止対策推進条例及び朝倉市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について	組織機構の見直しを実施することに伴い、規定の整備を行うもの。	◎可決
第31号議案	朝倉市女性センター条例の一部を改正する条例の制定について	朝倉市女性センターの冷暖房使用料を改定するもの。 会議室、講習室1、講習室2 510円 → 200円（1時間） 調理実習室、軽運動室 1,030円 → 310円（1時間）	◎可決
第42号議案	朝倉市行政不服審査会条例の制定について	行政不服審査法が公布されたことに伴い、朝倉市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの。	◎可決
第44号議案	辺地に係る総合整備計画の変更について	佐田辺地に係る総合整備計画を変更するもの。	◎可決
第46号議案	朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の策定について	平成28年度から平成32年度までの朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）を策定するもの。	◎可決
第47号議案	辺地に係る総合整備計画の策定について	黒川辺地における平成28年度から平成30年度までの辺地に係る総合整備計画を策定するもの。	◎可決
<b>環境民生常任委員会</b>			
第1号議案	専決処分について（朝倉市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）	国において地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しが行われたことに伴い、朝倉市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもの。	◎承認
第3号議案	平成28年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算について		◎可決
第5号議案	平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計予算について		◎可決
第6号議案	平成28年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算について		◎可決
第7号議案	平成28年度朝倉市介護保険特別会計予算について		◎可決
第15号議案	平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について		◎可決
第16号議案	平成27年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について		◎可決
第17号議案	平成27年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）について		◎可決
第32号議案	朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行うもの。	◎可決
第33号議案	朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について	蜷城学童保育所を公の施設として設置するもの。	◎可決